

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達

昭和 45 年 8 月 31 日

陸上自衛隊達第 95—3 号

改正	昭和50年 1 月 29 日達第95—3—1 号	昭和51年 1 月 22 日達第95—3—2 号
	昭和53年 1 月 13 日達第122—108号	昭和53年 1 月 13 日達第122—109号
	昭和53年 1 月 18 日達第73—1 号	昭和56年 4 月 3 日達第122—117号
	昭和57年 4 月 30 日達第122—119号	昭和60年12月21日達第122—124号
	平成元年 2 月 10 日達第122—127号	平成 7 年 2 月 13 日達第95—3—3 号
	平成10年 3 月 20 日達第95—3—4 号	平成11年 3 月 25 日達第95—3—5 号
	平成11年 9 月 30 日達第95—3—6 号	平成11年12月15日達第95—3—7 号
	平成12年 3 月 27 日達第95—3—8 号	平成18年 3 月 27 日達第95—3—9 号
	平成18年 7 月 26 日達第95—3—10号	平成19年 1 月 9 日達第122—215号
	平成19年 3 月 15 日達第95—3—11号	平成20年5月20日達第95—3—12号
	平成20年 7 月 23 日達第122—228号	平成21年 2 月 3 日達第122—230号
	平成23年3月29日達第95—3—13号	平成23年 4 月 1 日達第32—19号
	平成27年10月1日達第95—3—14号	

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 45 年防衛庁訓令第 1 号）第 29 条に基づき、自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 衣笠 駿雄

自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 自動車番号、塗色、標識及び打刻（第 3 条—第 12 条）

第 3 章 保安検査（第 13 条—第 20 条の 2）

第 4 章 雑則（第 21 条—第 26 条）

附則

別紙

第 1—1 自動車番号付与指示（要求）書（1）

第 1—2 自動車番号付与指示（要求）書（2）

第 2 自動車番号付与区分表

- 第3 自動車番号付与台帳
- 第4 自動車記録簿
- 第5 自動車検査証
- 第6 自動車検査証番号変更指示（要求）通知書
- 第7 自動車番号標再交付要求書
- 第8 自動車番号廃止通知書
- 第9 陸上自衛隊の標識
- 第10 部隊標識
- 第11—1 標識等の表示位置の基準
- 第11—2 危険物を運送する自動車の標識の表示要領
- 第12 車台番号、原動機型式及び原動機番号の打刻
- 第13 車台番号、原動機型式番号打刻記録簿
- 第14 自動車保安検査票
- 第15 保安検査委嘱手続要領
- 第16 自動車保安検査受検予定表
- 第17 自動車検査証再発行要求書
- 第18 自動車検査証発行台帳
- 第19 自動車故障報告書

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この達は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。）に基づき自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査について必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

**第2条** この達において用いる用語の意義は訓令に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 担当補給処（長）

陸上自衛隊の各補給処（長）をいう。

(2) 野整備部隊

器材等の車両部分及びトレーラ部分の野整備担当部隊をいう。

(3) 新規調達（自動車）

防衛装備庁において新たに調達すること（自動車）をいう。

(4) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第2章 自動車番号、塗色、標識及び打刻

(自動車番号の付与等の事務の担当)

**第3条** 訓令第4条第2項に規定する自動車番号の付与、改廃及び記録に関する事務は、補給統制本部長が行うものとする。

(自動車番号の付与)

**第4条** 補給統制本部長は、陸上自衛隊の自動車にあつては、自動車番号付与区分表(別紙第2)により自動車番号の付与を行うものとし、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁の自動車にあつては、それぞれ海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官又はその指定する者から送付された自動車番号付与指示(要求)書(別紙第1)に基づき、自動車番号付与区分表(別紙第2)により自動車番号を付与するものとする。この場合、自動車番号付与台帳(別紙第3)に記録するものとする。

(自動車記録簿等の作成及び送付)

**第5条** 補給統制本部長は、前条の規定により自動車番号を付与したときは、自動車記録簿(以下「記録簿」という。)(別紙第4)及び自動車検査証(以下「検査証」という。)(別紙第5)を作成し、当該方面区の区域に所在する陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁(以下「各自衛隊等」という。)の自動車について、各担当補給処長に送付するものとする。この場合、新規調達自動車の記録簿の有効期間の記入は、防衛装備庁長官からの通知に基づき行うものとする。

2 新規調達自動車の検査証の有効期間(開始の日を初度交付日とする。)の記入及び当該検査証の使用部隊等の長への送付は、訓令第17条に規定する検査官が行うものとする。

3 補給統制本部長は、新規調達以外に各自衛隊等が取得した自動車及び各自衛隊等以外の国の機関から管理換された自動車のうち、次表の右欄に掲げる自動車については、第1項の規定によるほか、自動車番号標(以下「番号標」という。)取得のため当該自動車に付与した自動車番号を同表左欄に掲げる者に通知するものとする。

海上幕僚長の指定する者	海上自衛隊の自動車
航空幕僚長の指定する者	航空自衛隊の自動車
防衛装備庁長官の指定する者	防衛装備庁の自動車

4 担当補給処長は、補給統制本部長から送付された記録簿を保管するとともに、検査証を使用部隊等の長に送付するものとする。

(自動車の管理換に伴う記録簿の送付)

**第6条** 使用部隊等の長は、担当補給処を異にして自動車の管理換を命ぜられたときは、自動車検査証番号変更指示(要求)通知書(別紙第6)を担当補給処長に送付するものとする。

2 担当補給処長は、前項の規定に基づき、保管中の記録簿を管理換先の担当補給処長に送付するものとする。

(陸上自衛隊における番号標の交付及び返納)

**第7条** 番号標の交付(新規調達自動車に係るものを除く。)は、担当補給処長が行うものとする。

2 使用部隊等の長は、番号標が亡失又はき損等により識別困難となったときは、自動車番号標再交付要求書(別紙第7)を担当補給処長に送付するものとする。

3 使用部隊等の長は、訓令第8条の規定による番号標を返納する場合、又は前項の規定により番号標の再交付を受け、旧番号標を返納する場合は、担当補給処長に返納するものとする。

(自動車番号の変更)

**第8条** 補給統制本部長は、次の各号に掲げる場合は、各幕僚長等から送付された自動車番号変更指示(要求)書(別紙第6)に基づき自動車番号の変更を行うものとする。

(1) 自動車の物品管理区分の区分換があった場合

(2) 自動車の改造に伴い番号を変更する必要がある場合

(3) 自動車を各自衛隊等間において管理換(返還すべき条件を付した管理換を除く。)された場合

2 補給統制本部長は、前項の規定により自動車番号の変更を行ったときは、自動車検査証番号変更指示(要求)通知書を担当補給処長及び第5条第3項に掲げる者に送付するものとする。

3 担当補給処長は、自動車検査証番号変更指示(要求)通知書を受領したときは、当該変更事項を記録簿に記録した後当該通知書を使用部隊等の長に送付するものとする。

4 使用部隊等の長は、自動車検査証番号変更指示(要求)通知書を受領したときは、第18条第3項の規定による検査証の訂正が終わるまで検査証とともに保管するものとする。

(自動車番号の廃止)

**第9条** 補給統制本部長は、次の各号に掲げる場合は、各幕僚長等からの指示（要求）に基づき自動車番号の廃止を行うものとする。

- (1) 自動車が処分（不用決定）された場合
- (2) 自動車を各自衛隊等以外に管理換する場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 補給統制本部長は、自動車番号の廃止を行ったときは、自動車番号付与台帳から抹消するとともに自動車番号廃止通知書（別紙第8）を担当補給処長及び第5条第3項に掲げる者に送付するものとする。

(陸上自衛隊の自動車の塗色)

**第10条** 陸上自衛隊の自動車（消防自動車並びに警務関係の部隊及び保安関係の部隊の用に供する自動車を除く。）の車体の塗色はOD色とする。ただし、特に必要がある場合は陸上幕僚長の許可を得て緊急自動車の塗色及びOD色以外の塗色とすることができる。なお、塗色の規格は防衛省標準色による。

(標識)

**第11条** 訓令別表第2（その1）に掲げる標識は別紙第9のとおりとする。

- 2 訓令第7条の規定に基づく陸上自衛隊の部隊標識は別紙第10のとおりとする。
- 3 前各項に規定する標識及び訓令第5条第1項ただし書の規定により、自動車番号を直接車体に表示する場合の表示位置の基準は陸上自衛隊にあつては、別紙第11—1のとおりとし、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁においては、それぞれ海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官の定めるところによる。
- 4 危険物を運送する自動車の標識は、陸上自衛隊にあつては、別紙第11—2のとおりとし、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁においては、それぞれ海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官の定めるところによる。
- 5 使用部隊等の長は第1項、第2項及び第4項に規定する標識以外の標識を使用してはならない。
- 6 使用部隊等の長は、出動又は訓練演習等（教育訓練、試験、儀式、広報、展示、その他これに類するもの）のため必要があるときは、当該期間に限り部隊標識を表示しないことができる。
- 7 使用部隊等の長は、次の各号に該当する車両は第1項、第2項及び第4項に規定する標識を省略することができる。
  - (1) 人員輸送車1号

- (2) 人員輸送車 2 号
- (3) 業務車 1 号 (援護用)
- (4) 業務車 2 号 (調査用)
- (5) 業務車 3 号
- (6) 業務車 3 号 (警務用)
- (7) 業務車 4 号 (調査用)

8 中央即応集団司令官は、特に保全上必要が認められる場合においては、第 2 項に規定する標識を変更又はその表示を省略することができる。

(車台番号、原動機型式及び原動機番号の打刻)

**第 12 条** 訓令第 9 条の規定により車台番号及び原動機型式の打刻及び抹消は、担当補給処長が行うものとする。

2 担当補給処長は、次の各号のいずれかに該当する場合には原動機番号の打刻を行うものとする。

- (1) 原動機番号の打刻を有しない場合
- (2) 原動機番号が識別困難になった場合

3 車台番号、原動機型式及び原動機番号の打刻の位置様式等は別紙第 12 のとおりとする。

4 担当補給処長は、第 1 項の規定により打刻を行ったときは、当該自動車の検査証及び番号打刻記録簿 (別紙第 13) に記録するものとする。

### 第 3 章 保安検査

(保安検査の実施の担当)

**第 13 条** 訓令第 15 条第 3 項に規定する保安検査 (新規調達の自動車に係るものを除く。) は担当補給処長が自動車保安検査票 (別紙第 14) を使用して行うものとする。この場合、担当補給処長は当該保安検査を方面総監の定めるところにより野整備部隊の長及び上位段階整備を行う使用部隊の長に委嘱することができる。

2 担当補給処長は、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁の使用する自動車の保安検査をそれぞれ海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官の指定する部隊等の長に委嘱することができる。この場合の手続要領は、別紙第 15 による。

(保安検査の検査官)

**第 14 条** 保安検査の検査官 (以下「検査官」という。) は次の各号のいずれかに該当する幹部自衛官若しくは准陸尉、准海尉、准空尉又は行政職俸給表 (一) の職務の級 2 級以上若しくはこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官等並びに車両整備等に

関する上級特技を有する陸曹長、海曹長、空曹長、又は1等陸曹、1等海曹、1等空曹のうちから、担当補給処長又は前条第2項の部隊等の長がそれぞれ命ずるものとする。

- (1) 自動車の検査業務に5年以上の経験を有する者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者で、自動車検査業務に3年以上又は自動車の整備及び自動車の検査業務に通算5年以上の経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学において機械に関する学科を修めこれを卒業した者で自動車の検査業務に1年以上又は自動車の整備及び自動車の検査業務に通算3年以上の経験を有する者
- (4) 各自衛隊等の学校において車両整備に関する課程を修了し、かつ、自動車の整備及び自動車の検査業務に通算3年以上の経験を有する者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2 検査官は、保安検査受検車両の整備作業の実務を兼務してはならない。

（検査証の有効期限が満了する場合の保安検査）

**第15条** 訓令第15条第3項第2号に規定する保安検査はおおむね四半期に1回の割合で行うものとする。ただし、第13条により、保安検査を委嘱された部隊等の長であって、保安検査のための整備を担当する部隊等の長にあつては、保安検査のための整備の完成検査終了時に併せて行うことができる。

2 使用部隊等の長は毎四半期に有効期間が満了となる自動車及び有効期間の満了前に繰り上げて受検を希望する自動車について自動車保安検査受検予定表（別紙第16）を作成し、当該四半期開始2箇月前までに担当補給処長に送付するものとする。この場合、使用部隊等の長が保安検査について、日時、検査の順序及びその他検査の実施について調整するものとし、前項ただし書きによる保安検査を行う場合は、この限りではない。

（検査証の有効期間の更新）

**第16条** 検査官は前条の保安検査の結果に基づき、当該自動車の検査証の有効期間を更新するものとする。

2 訓令第15条第3項第3号に規定する陸上幕僚長の定めるものは、別に定める。

3 検査官は、前項に規定する自動車の改造又はその装置の交換を実施した場合の保安

検査において、検査証の有効期間が満了となっているか又は有効期間内であるが前条の保安検査の時期までに有効期間が満了となる場合は、保安検査を行い、当該保安検査の結果に基づき有効期間を更新するものとする。

(自動車保安検査票の送付)

**第 17 条** 保安検査の委嘱を受けた野整備部隊の長並びに海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁の部隊等の長は、保安検査の結果検査証の有効期間を更新したときは、記録簿の整理のため保安検査票を担当補給処長に送付するものとする。

(検査証記載事項の変更手続)

**第 18 条** 使用部隊等の長は、検査証記載事項に変更があった場合（第 8 条の規定により自動車番号変更通知のあったものを除く。）は自動車検査証変更要求書（別紙第 6）を担当補給処長に送付するものとする。

2 担当補給処長は、前項の要求書により記録簿を訂正した後、自動車検査証番号変更指示（要求）通知書（別紙第 6）を使用部隊等の長に送付するものとする。

3 使用部隊等の長は、保安検査の際前項の規定により送付された自動車検査証変更通知書及び第 8 条第 3 項の規定により送付された自動車番号変更通知書を検査官に提示し、検査証の訂正を受けるものとする。

(検査証の再交付及び返納)

**第 19 条** 使用部隊等の長は、訓令第 20 条に規定する検査証の再交付を受けようとする場合には、自動車検査証再発行要求書（別紙第 17）により担当補給処長に要求するものとする。ただし、検査証の有効期間又は使用部隊等名の記載欄がなくなったものについては自動車保安検査受検予定表にその旨を付記し再交付を受けることができる。

2 訓令第 21 条に規定する検査証の返納は、担当補給処長に対して行うものとする。

(検査証発行台帳)

**第 20 条** 担当補給処長は、自動車検査証発行台帳（別紙第 18）を備え、検査証の発行状況を記録するものとする。

(保安検査の細部実施要領)

**第 20 条の 2** 補給統制本部長は、保安検査のせい一な実施を確保するために必要な細部実施要領を作成し、担当補給処長に示すとともに、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁の関係部隊等に送付するものとする。

第 4 章 雑則

(陸上自衛隊における臨時運行)

**第 21 条** 訓令第 26 条に規定する臨時運行の許可は、使用部隊等の長が必要の都度行うものとする。

2 臨時運行番号標の保管及び授受は駐屯地司令の定めるところによるものとする。  
(自動車番号付与台帳の整理)

**第 22 条** 担当補給処長は、担当補給処を異にして管理換を受けた自動車及び所管の自動車で車台番号を打刻したものについては、その旨を毎四半期補給統制本部長に通知するものとする。

2 補給統制本部長は、前項の通知により自動車番号付与台帳に整理するものとする。  
(改造前の検査)

**第 23 条** 訓令第 22 条に規定する検査は、陸上自衛隊にあつては担当補給処長が、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁にあつてはそれぞれ海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官の指定する部隊等の長が行うものとする。

(陸上自衛隊における故障報告)

**第 24 条** 訓令第 25 条第 1 項に規定する故障報告事項及びその他の不具合事項（設計上若しくは材質上の欠陥と思われる故障又はそのおそれのある場合）の報告は、自動車故障報告書（別紙第 19）により順序を経て 20 日以内に陸上幕僚長に提出するものとする。（装計定第 22 号）

(陸上自衛隊における登録用証明書の発行)

**第 25 条** 訓令第 28 条に規定する登録用証明書の発行は、補給統制本部長が行うものとする。

(書類の保存期間等)

**第 26 条** この達に定める簿票等の保存期間は、次のとおりとする。

簿票等名	起算日	保存期間
自動車番号付与台帳	廃車の翌年	3 年
自動車記録簿	同上	3 年
自動車保安検査票	保安検査実施の翌年	2 年

附 則

- 1 この達は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 自衛隊の自動車番号、標識及び保安検査等に関する達（陸上自衛隊達第 95—2 号）は廃止する。
- 3 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 50 年 1 月 29 日陸上自衛隊達第 95—3—1 号）

- 1 この達は、昭和 50 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 この達による改正後の別紙第 11 の 2 に定める表示要領については、当該自動車の次期保安検査受検の前日までなお従前の表示によることができる。

附 則（昭和 51 年 1 月 22 日陸上自衛隊達第 95—3—2 号）

- 1 この達は、昭和 51 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有している旧様式の内紙は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 18 日陸上自衛隊達第 73—1 号抄）

- 1 この達は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 3 日陸上自衛隊達第 122—117 号）

この達は、昭和 56 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 60 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 122—124 号）

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 7 年 2 月 13 日陸上自衛隊達第 95—3—3 号）

- 1 この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格、旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

3 この達による改正後の別紙第 11—1 に定める標識等の表示要領については、当該自動車の次期保安検査受検の前日までなお従前の表示によることができる。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 95—3—4 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 95—3—5 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 95—3—6 号）

1 この達は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧規格、旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

3 現に使用中の自動車検査証は、次期保安検査時において修正するものとし、それまでの間は、内容を読み替えて使用することができる。

附 則（平成 11 年 12 月 15 日陸上自衛隊達第 95—3—7 号）

この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 95—3—8 号）

この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 95—3—9 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 95—3—10 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 95—3—11 号）

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 95—3—13 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 95—3—14 号）

- 1 この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

別紙第1—1 (第4条関係)

補給統制本部長 殿

発簡番号  
 発簡年月日 . . .  
 発簡者名 印

自動車番号付与指示(要求)書(1)

		自衛隊等別	
品名	名		保安基準緩和事項及び制限事項
	型式		
	形状		
諸元	燃料の種類		車台番号
	原動機型式		
	原動機の定格出力(総排気量 $\ell$ )	( )	使用(受領)部隊等名
	車両質量	kg	納期
	乗車定員	名	適用除外指定月日
	最大積載量	kg	備考
	車両総質量	kg	
長さ	m		
幅	m		
	高さ	m	

規格：A列4番

- 注：1 この様式は、自動車番号付与の対象が1両の場合に使用する。  
 2 供与車両の場合は、備考欄に米軍管理番号を記入する。  
 3 自衛隊等別欄は、陸上自衛隊にあっては物品管理区分を記入する。

別紙第1—2 (第4条関係) (2)

発簡番号

発簡年月日 . . .

発簡者名 印

補給統制本部長 殿

自動車番号付与指示 (要求) 書(2)

					自衛隊等別	
品名、型式、 形 状	車台番号	使用(受領) 部隊等名	納 期	適用除外 指定月日	備 考	

規格：A列4番

注：1 この様式は、同一諸元の車両が2両以上の場合に使用し、別紙第1—1に示す諸元を記入した諸元表を添付する。

2 供与車両の場合は、備考欄に米軍管理番号を記入する。

## 自動車番号付与区分表

## 1 2けたの番号

番 号	品 名	物品管理区分	
01～03	小型トラック系	車両及び誘導武器	陸上自衛隊
04	他の番号の区分に属さない車両及び誘導武器たる自動車		
05～08	中型トラック系		
11	オートバイ		
20～37	大型トラック系		
38	特大型トラック系		
50～59	けん引車		
60～69及び88	被けん引車		
90～98	全装軌車（けん引車を除く。）及び半装軌車		
70～77 83～85及び87	各 種		
78～79	各 種	通信電子器材	
80	各 種	需品器材	
81	各 種	化学器材	
82	各 種	衛生器材	
86	各 種	航空器材	
39～43	各 種	海上自衛隊	
44～49	各 種	航空自衛隊	
99	各 種	防衛装備庁	

## 2 4けたの番号

2けたの番号の区分ごとに付与する。



(表)  
自動車記録簿

年 月 日			番 号			使用部隊等名
番号付与	検査証成	検査証納	自動車	車台	検査証	
有効期間			検印	保安検査実施部隊等名	変更日	変更事項
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		
・	・	～	・	・		

規格：A列5番

(裏)

自動車番号		自衛隊別	
品名・型式・形状			
原動機型式		車両質量	kg
燃料の種類		最大積載量	
原動機の定格出力 (総排気量 1)	KW / ( min <sup>-1</sup> )	車両総質量	kg
乗車定員	/ 名	長さ	m
米軍管理番号		幅	
適用除外指定年月日		高さ	
保安基準緩和事項 及び制限事項			
備考			

注：レッカ、航空機救難作業車、航空野外整備車、31/2トントラック（作業装置付）及び戦車回収車については、つり上げ荷重を最大積載量欄に、「つり上げ荷重(t)」と記入する。



別紙第6 (第6条関係)

殿

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

印

自動車検査証変更指示(要求)通知書

品名	自動車番号		自動車検査証(記録簿)変更事項			変更の理由	摘要
	現行	変更後	記事 載項	変更前	変更後		
上記のとおり変更したので通知する。 平成 年 月 日						補給処長 階級氏名	印

規格：A列4番

- 備考：1 該当項目を○で囲むこと。  
2 下欄は要求に基づき通知する場合に記入する。  
3 使用部隊等の長が変更要求する場合は1両につき1葉とする。  
4 諸元の変更を伴う改造による番号変更の場合は諸元表を添付する。

別紙第7 (第7条関係)

殿

発簡番号  
発簡年月日  
発簡者名

・

・

印

自動車番号標再交付要求書

駐屯地名		使用部隊等名	
自動車番号		品名	
要求枚数	枚	車台番号	
再交付を受ける理由			
備考			

規格：A列4番

別紙第8 (第9条関係)

殿

発簡番号  
発簡年月日  
発簡者名

・

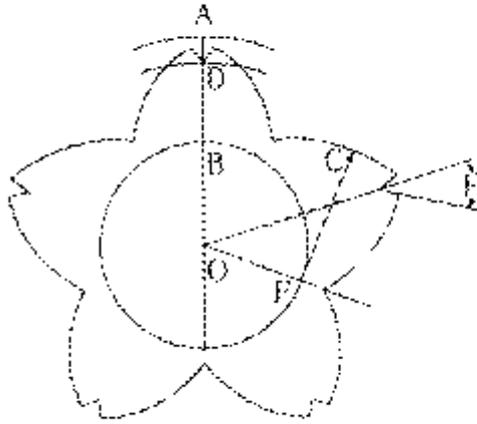
印

自動車番号廃止通知書

一連番号	品名	自動車番号	廃止の理由	摘要		
				廃止の根拠	使用部隊等名	担当補給処名

規格：A列4番

陸上自衛隊の標識



1 寸法等

○A = 42 mm

○B = 21 mm

AD = 4 mm

CF = 28 mm

角E = 45°

ただし、表示位置の形状等によりこれらの寸法で表示することが困難な場合は、この寸法比により縮小することができる。

2 色彩

白色とする。ただし、表示位置が白色又はこれに類似した色の場合は黒色とする。

## 部 隊 標 識

## 1 部隊等の略語

- (1) 普通科連隊、大隊若しくは独立中隊等名、又は機関名の略号を表示するものとし、細部は次の各号を基準として次表の例により方面総監、中央即応集団司令官又は防衛大臣直轄部隊等の長が定める。
- ア 部隊の称号に使用している場合のみ方面隊、師団又は旅団を表示する。
- イ 団、群にあっては、それぞれ団、群の文字を付し、連隊、大隊、中隊にあっては、連、大、中の文字は付さない。
- ウ 編合部隊にあっては、上級の部隊は表示しない。
- エ 分校、支処にあっては、本校、本処は表示しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長は、編制内の中隊等の標識を前号に規定した略号に続けて表示することができる。

部隊等名	略 号	部隊等名	略 号
中央業務支援隊	陸 幕	東北方面通信群本部及び本部付隊	東北方通群一本
北部方面総監部付隊	北方一付	東部方面後方支援隊本部	東方後支一本
第1師団司令部付隊	1師一付	第101施設器材隊	101 器
第13旅団司令部付隊	13旅一付	陸上自衛隊幹部学校	幹 校
第2普通科連隊第3中隊	2 普	陸上自衛隊補給統制本部	補 統
第4特科連隊本部及び本部中隊	4特一本	九州補給処	九 処
第1後方支援連隊第1整備大隊	1後支一1整	関東補給処古河支処	古 支
第7通信大隊本部及び本部管理中隊	7 通	旭川駐屯地業務隊	旭 業
第1特科団本部及び本部中隊	1特団一本	自衛隊東京地方協力本部	東地本

## 2 字体及び寸法等

## (1) 字体

数字はアラビア数字直立ゴシック体とし、文字は丸ゴシック体とする。

## (2) 寸 法

文字及び数字の大きさは75mm平方、太さは10mmを基準とする。ただし、2行に記載する場合、その他前記の大きさで表示することが適当でない場合は、次の寸法で記載することができる。

ア 50mm平方、太さ7mm

イ 縦50mm×横40mm、太さ5mm、半角数字（ハイフオンを含む。）

## (3) 色 彩

白色とする。ただし、表示位置が白色又はこれに類似した色の場合は黒色とする。

標識等の表示位置の基準

1 陸上自衛隊の標識の表示位置

(1) バンパーのある自動車(業務車、人員輸送車及び救急車(民間型)を除く。)は、前部

バンパーの中央とし、中央に表示できない構造のバンパーは、向かって左側とする。ただし、被けん引車にあっては後部バンパーの中央とし、中央に記載できない場合は車体後面中央の見やすい位置とする。

(2) バンパーのない自動車並びに業務車、人員輸送車及び救急車(民間型)は、車体の前面(被けん引車にあっては後面)の中央の見やすい位置とし、これにより難しい場合は、車体の

両側中央の見やすい位置とする。

2 部隊標識の表示位置

(1) バンパーのある自動車(業務車、人員輸送車及び救急車(民間型)を除く。)は、前部及び後部バンパーに向かって右側とする。

(2) バンパーのない自動車並びに業務車、人員輸送車及び救急車(民間型)は、車体の前面及び後面に前号に示す要領により表示し、前面又は後面に記入できない自動車にあっては、両側面の見やすい位置とする。

3 自動車番号を直接車体に記入する場合の位置及び数字の字体等

(1) 自動車の前面及び後面の向かって左側の見やすい位置とし、前面及び後面に記入できない自動車にあっては、両側面の左側の見やすい位置とする。

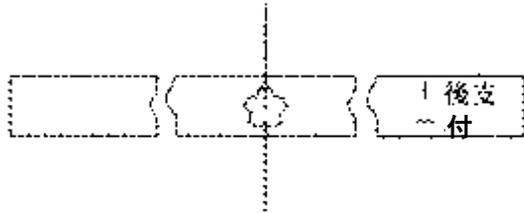
(2) 数字の字体及び寸法は訓令別表第 1 (その 1) を基準とし、色彩は標識と同色とする。

4 車体の形状等により陸上自衛隊の標識の右側(部隊標識)及び左側(自動車番号)に表示できない場合は、陸上自衛隊の標識の下に表示する。

5 前各項の表示は、次の図例によるものとし、図例によりがたい自動車については、これらに準じて表示する。

(1) 陸上自衛隊の標識及び部隊標識の表示図例

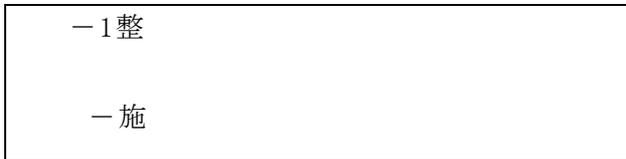
前部バンパー (1)



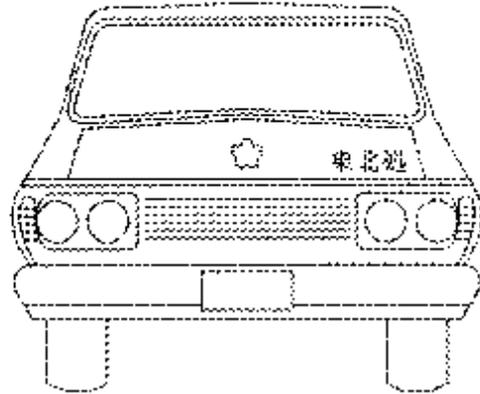
前部バンパー (2)



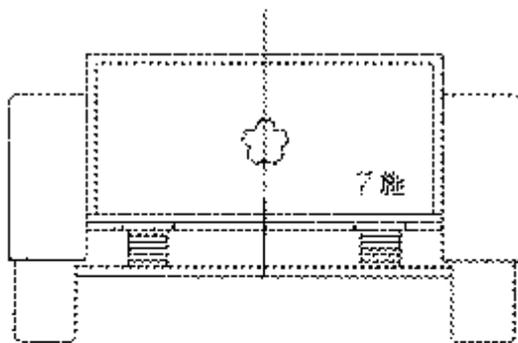
前部バンパー (3)



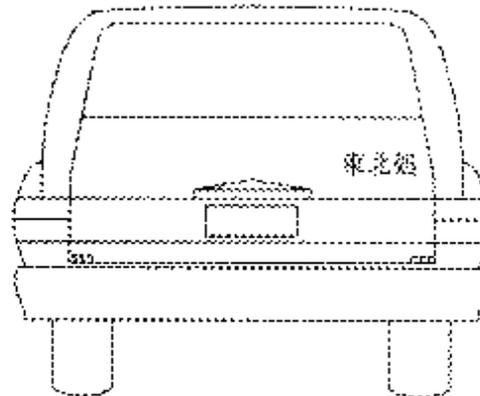
業務車  
(前 面)



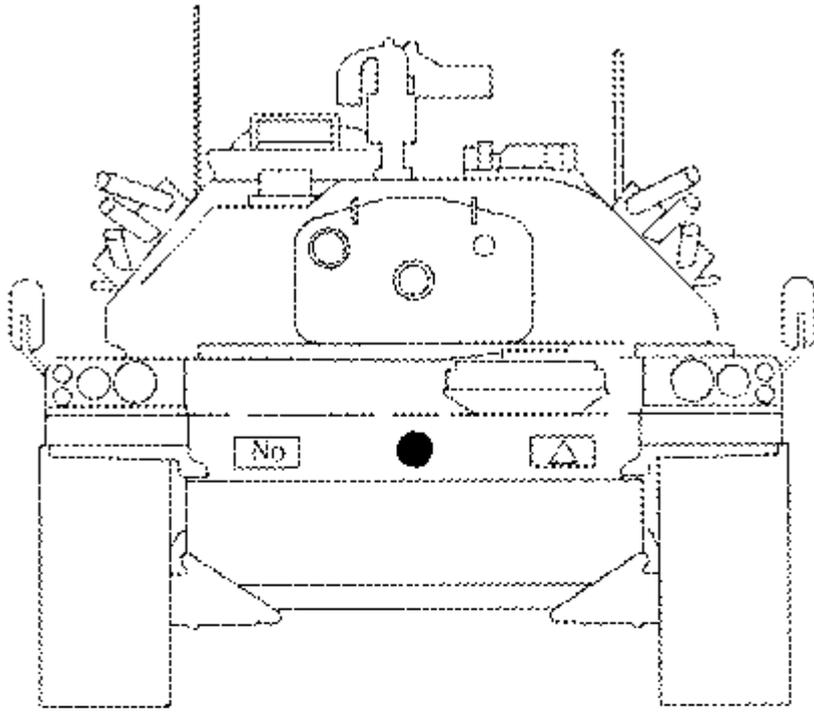
トレーラ



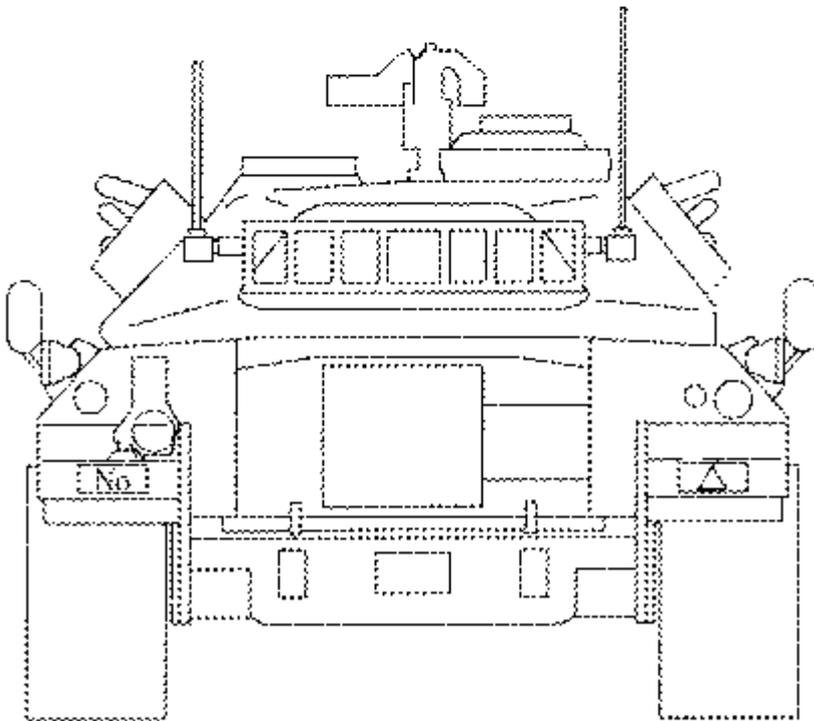
(後 面)



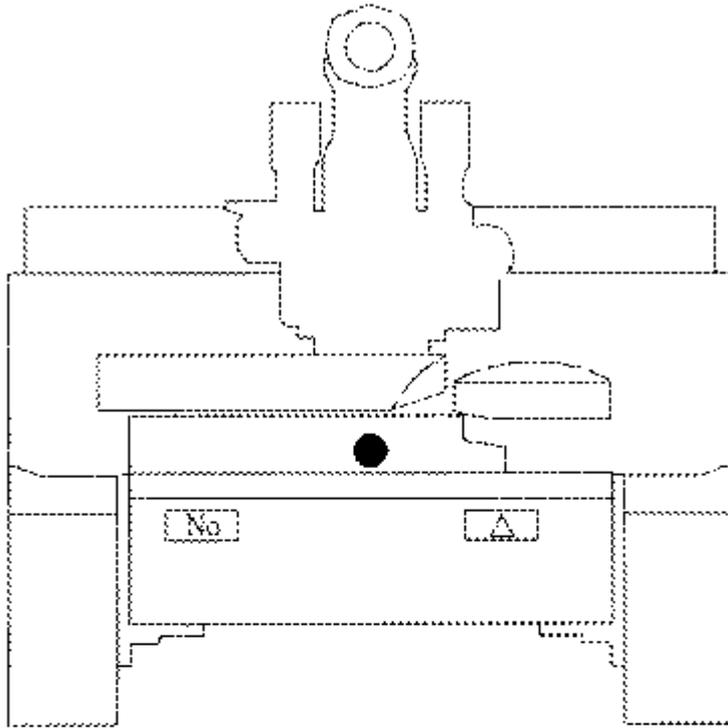
戦 車  
(前 面)



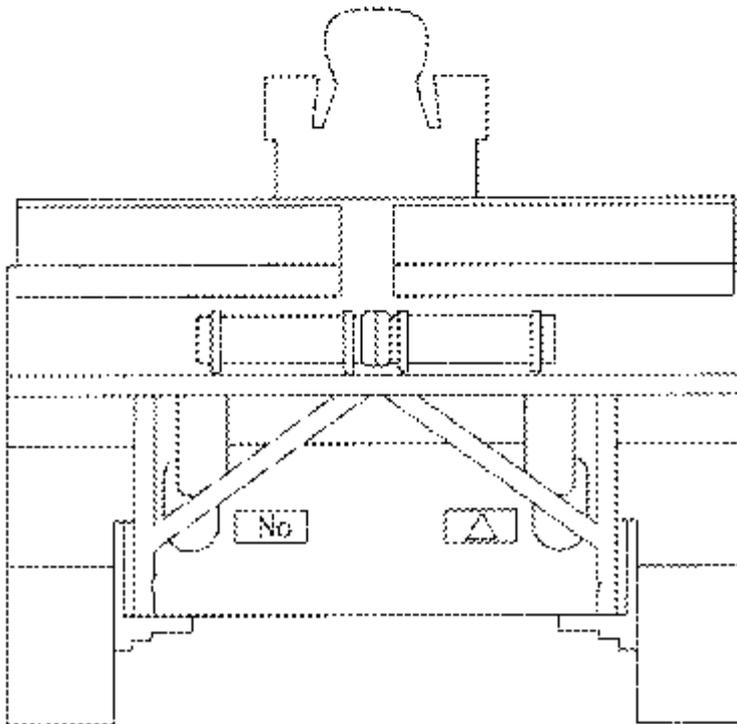
(後 面)



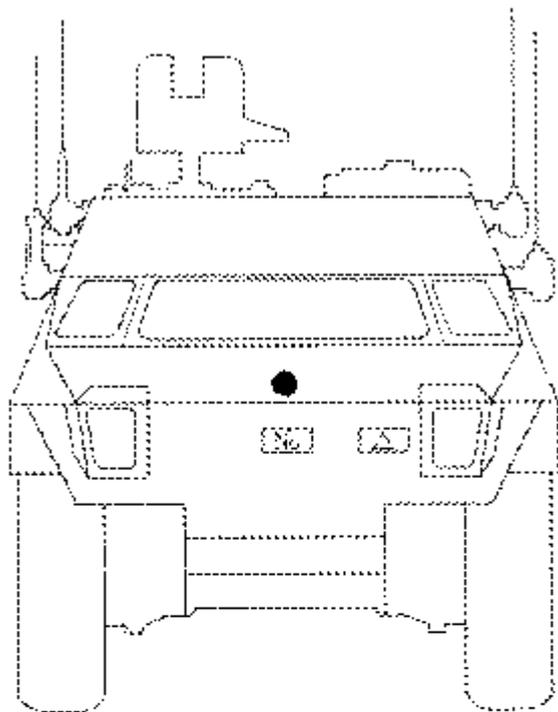
自走りゅう弾砲  
(前 面)



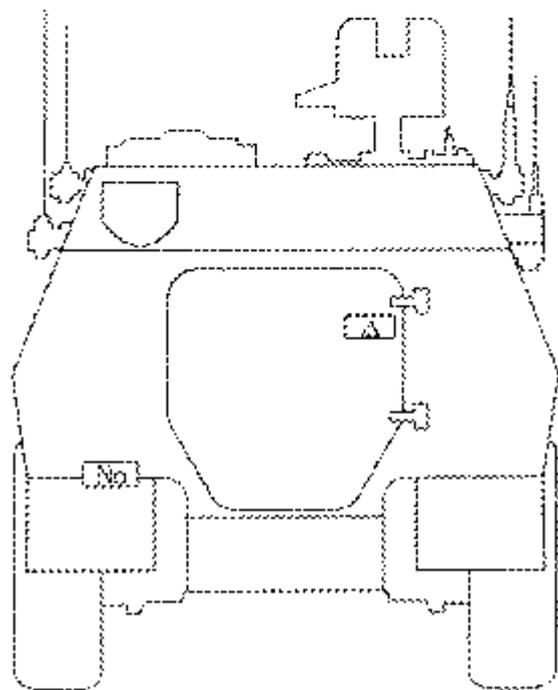
(後 面)



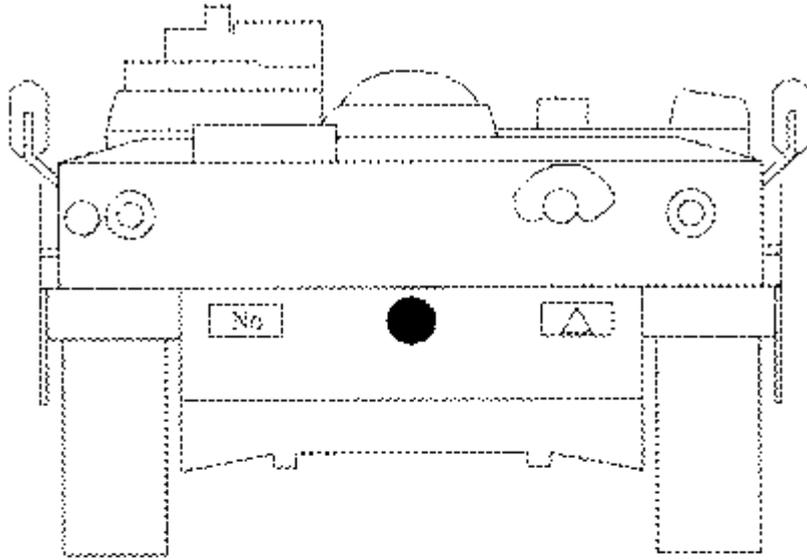
装甲車(装輪)  
(前面)



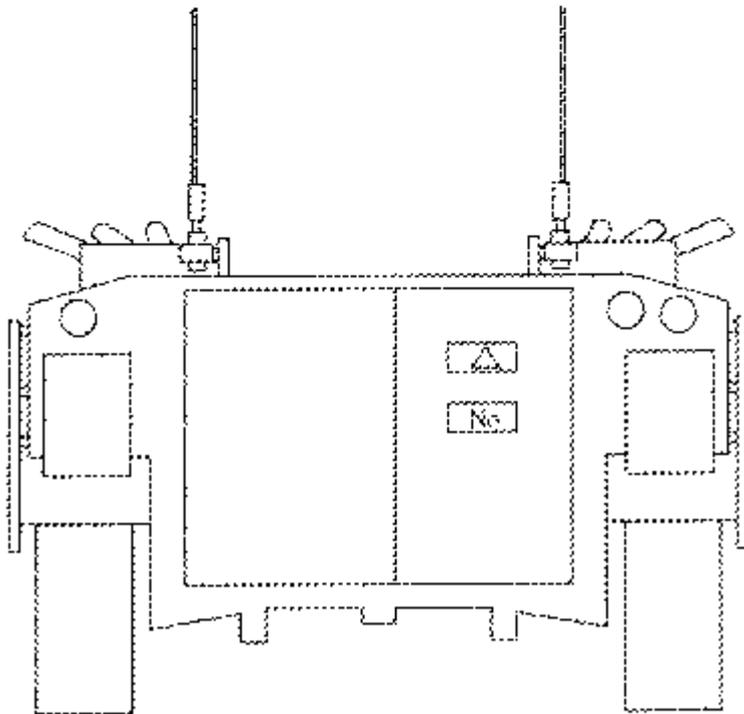
(後面)



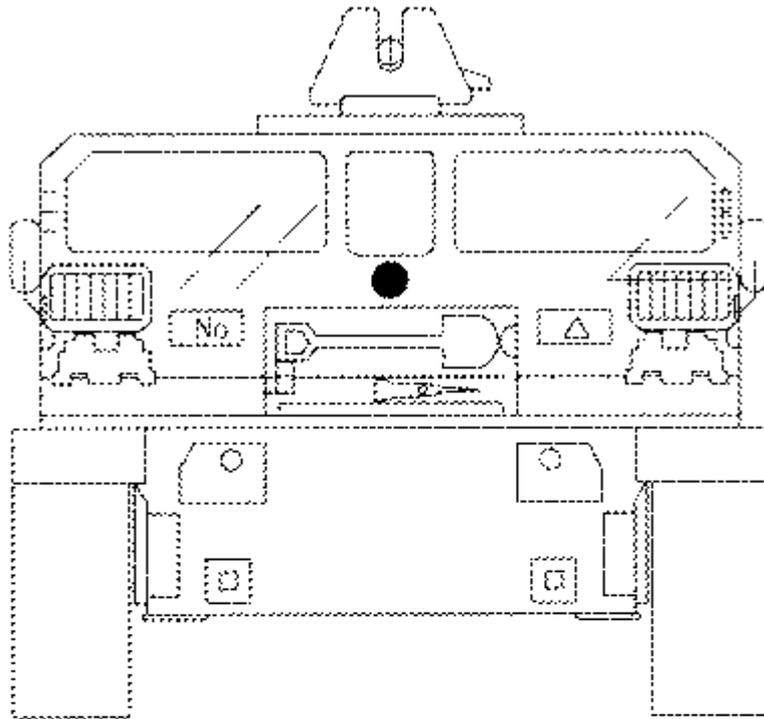
装甲車(装軌)  
(前面)



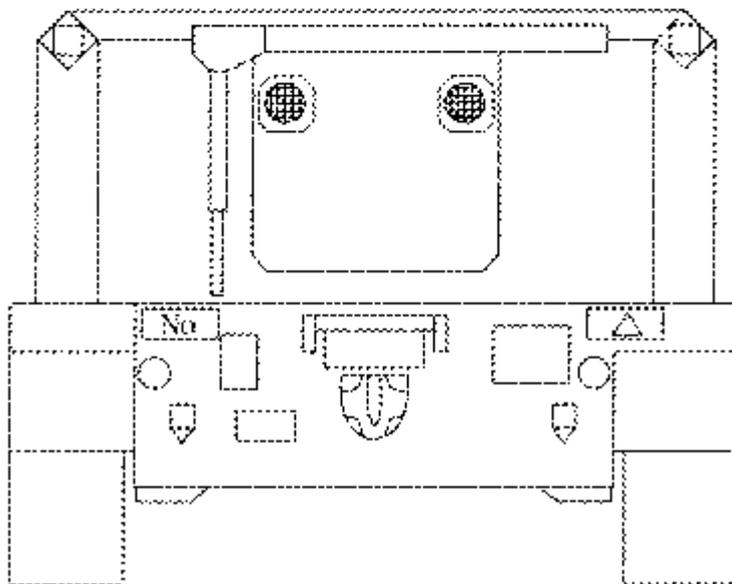
(後面)



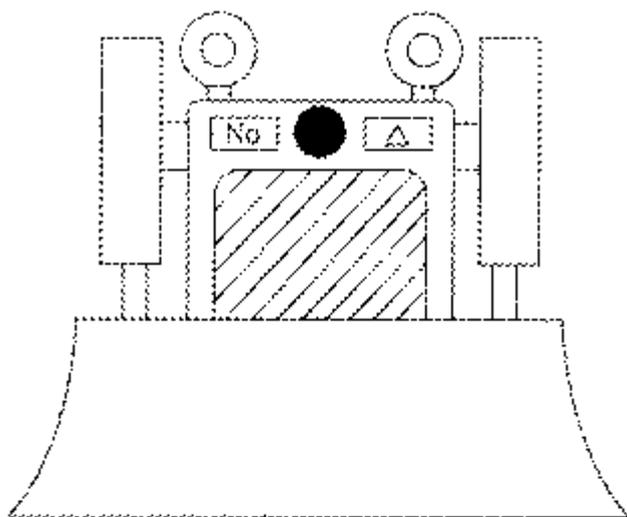
けん引車  
(前面)



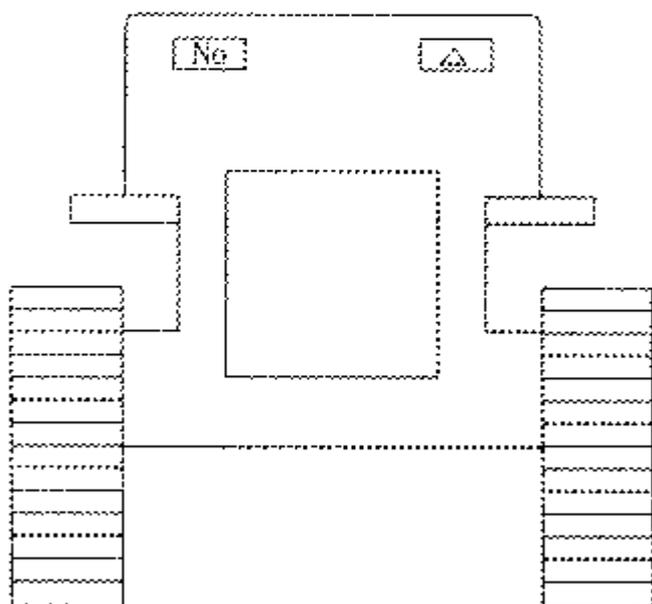
(後面)



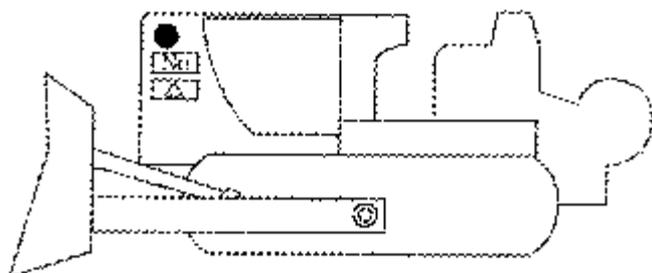
ドーザ バケットローダ (装軌式)  
(前 面)



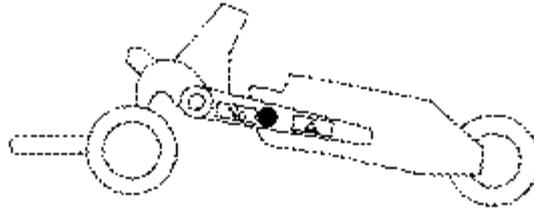
(後 面)



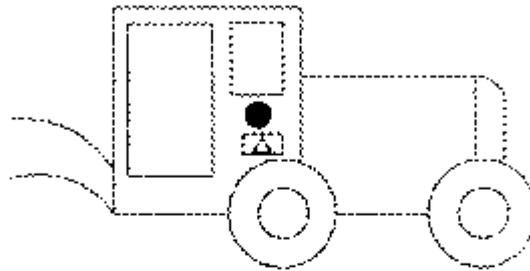
前面に記入できない場合  
(左右側面同じ)



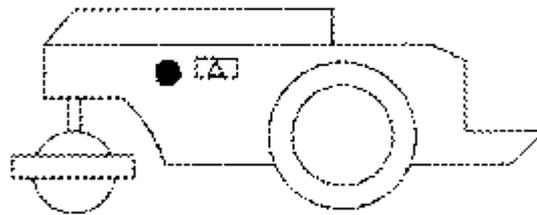
スクレーバ・けん引式  
(左右側面同じ)



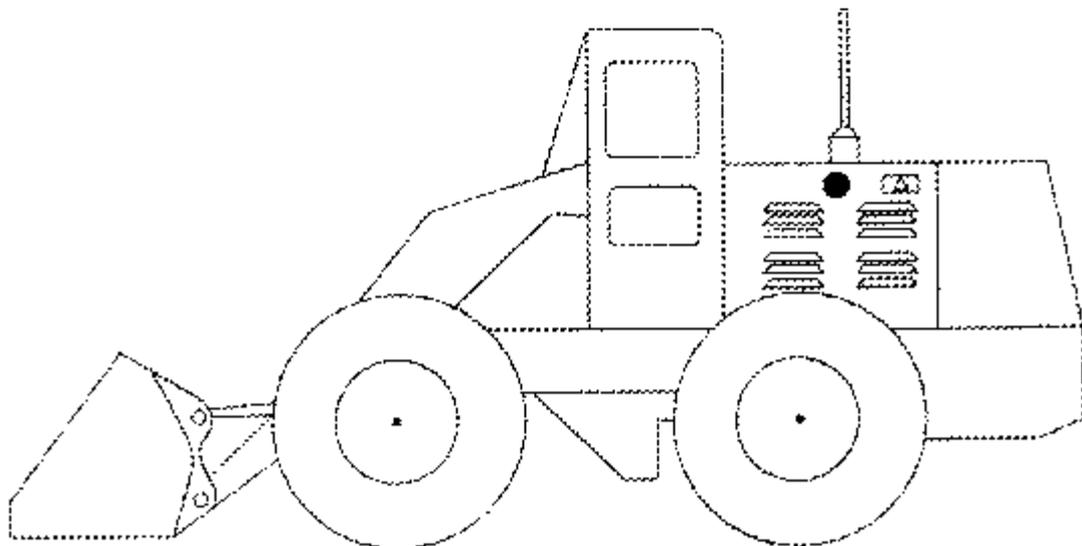
グレーダ  
(左右側面同じ)



ロードローラ  
(左右側面同じ)



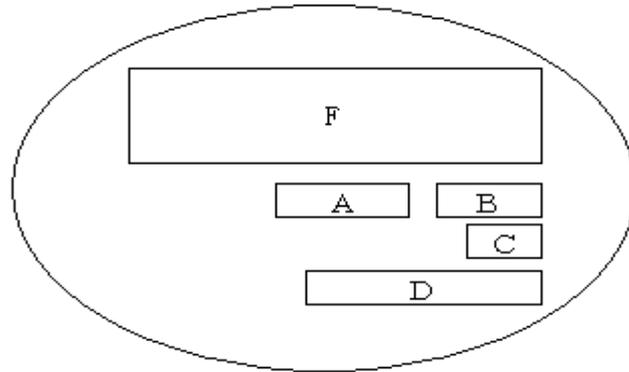
バケットローダ (装輪式)  
バケットローダー (装輪式)  
(左右側面同じ)



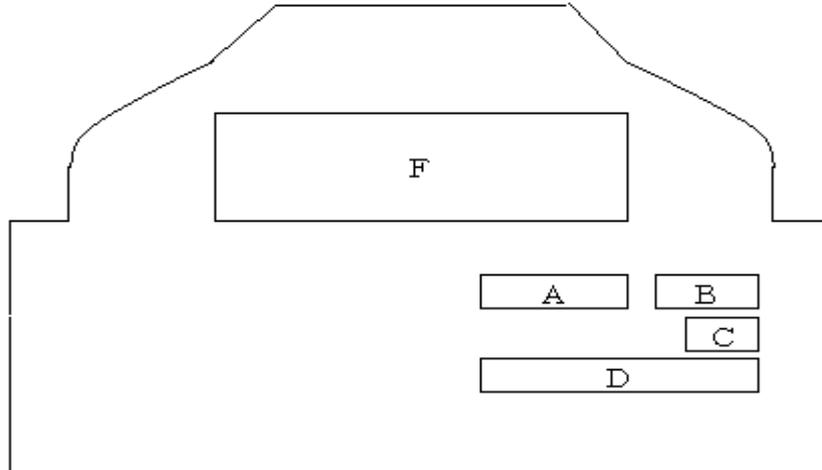
危険物を運送する自動車の標識の表示要領

1 記入位置（基準を示す。）

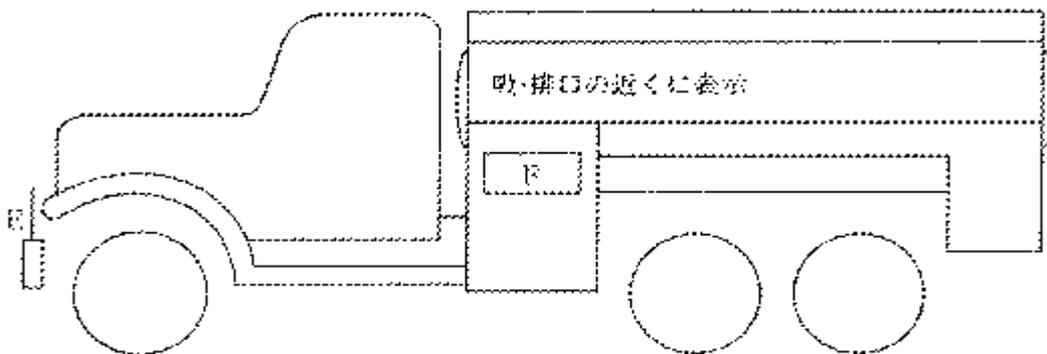
後面(1)



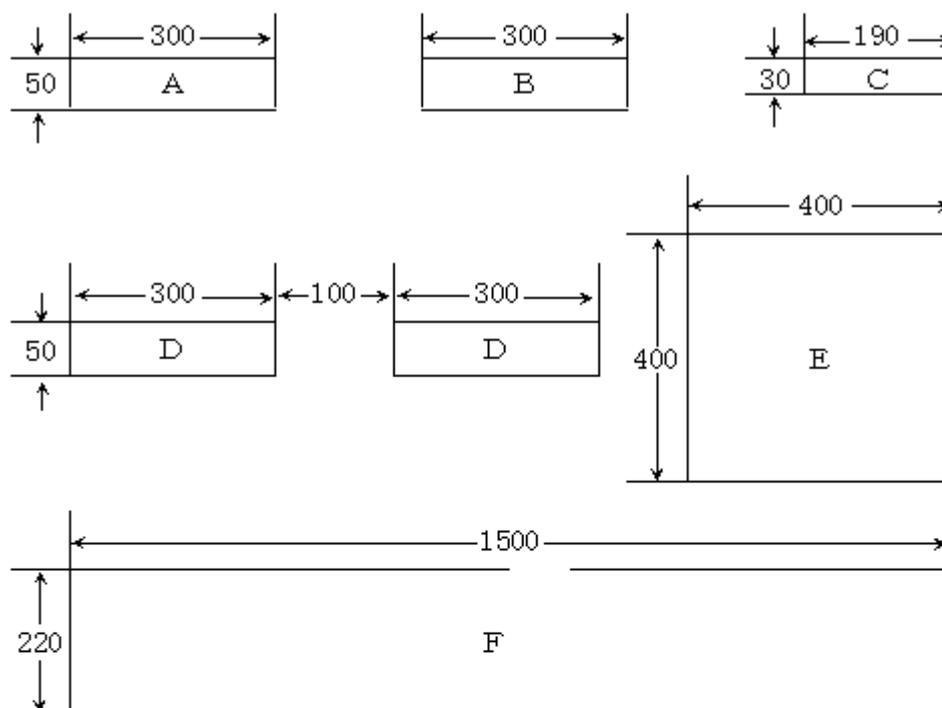
後面(2)



側面（反対側もこれに対応する位置  
E：前面はバンパー左側、後面は右側）



## 2 記入寸法



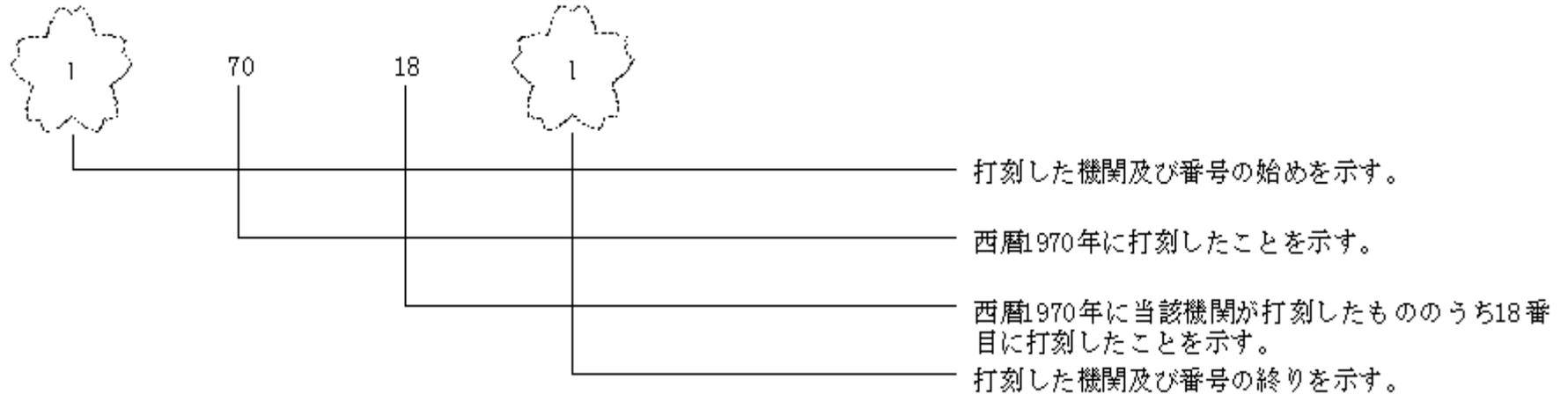
## 3 記入文字

文字	説明	記入例
A	危険物の類別	第四類
B	危険物の品名	第一石油類
C	危険物の具体的品名（カッコ書）	（J P-4）
D	最大許容量	最大許容量5000 ℓ
E	危険物の表示	危
F	火気厳禁の表示	火気厳禁

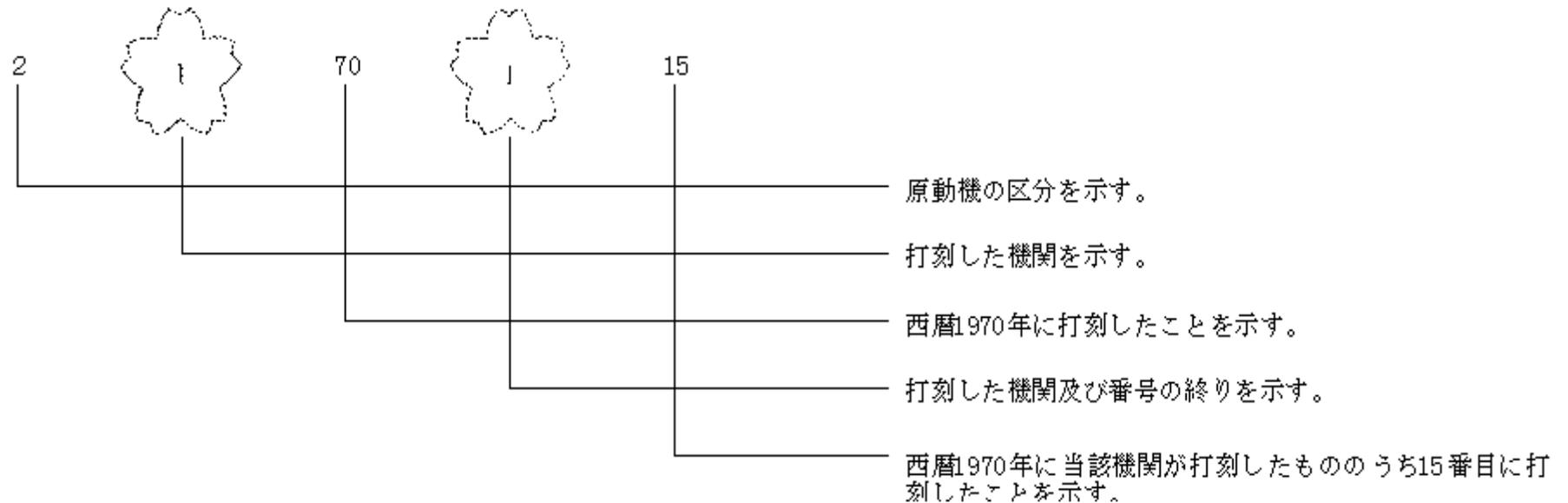
## 4 色彩

- (1) 白色、ただし、「火気厳禁」の文字は朱色とする。
- (2) 危のみ黄色の反射塗料、地は黒とする。

1 車台番号の打刻様式



2 原動機型式及び同番号の打刻様式



### 3 原動機の区分

原動機の大きさ (内燃機関の総排気量)	原動機の種類	区分を表わす数字
1.5リットルをこえるもの	ガソリン機関	1
	ディーゼル機関	2
1.5リットル以下	ガソリン機関	3
	ディーゼル機関	4
0.36リットル以下	ガソリン機関	5
	ディーゼル機関	6
ガソリン機関及びディーゼル機関以外の内燃機関		8
内燃機関以外の原動機		9

### 4 桜花の中に打刻する打刻機関の符号及び番号

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 関東補給処  | 1 |
| (2) 北海道補給処 | 2 |
| (3) 関西補給処  | 3 |
| (4) 九州補給処  | 4 |
| (5) 東北補給処  | 5 |

### 5 文字等の寸法

- (1) 桜花に外接する円の直径は6.5mmとする。
- (2) 訂正刻印及び数字（桜花の中の文字を除く。）は縦6.5mm横4.5mmを基準とする。
- (3) 字体は直立ゴシック体とする。

### 6 打刻の位置

- (1) 車台番号、原動機型式及び原動機番号が打刻されていないときは、同一型式又は類似の型式の車台又は原動機の当該打刻位置と同じ位置
- (2) 打刻されている型式及び番号が識別困難の場合は現に打刻してある型式及び番号を訂正刻印により訂正したうえその近くの位置

車 台 番 号  
原 動 機 型 式 番 号 打 刻 記 録 簿

打 刻 年 月 日	自 動 車 番 号	車 台 番 号 原 動 機 型 式 番 号	摘 要

規格：A列4番

別紙第14 (第13条関係)

自動車保安検査票										検査年月日	検査官印	
自動車番号	品名				型式	検査証番号						
車台番号	形状				原動機型式	部隊等名						
車枠・車体等	番号標 (衰損、字体、変形)	縦 装 置	ハンドル、レバー (取付、油漏れ)	車 室	窓ガラス	緩 衝 装 置	スプリング (折損、衰損)	機 器	速度計	測定速度	km/h	
	標識 (形状、位置)		ハンドル、レバー (重さ、戻り具合)		扉 (取付、ロック、損傷)		Uボルト、センタボルト、クリップ		誤差	km/h		
	亀裂、曲がり、ゆがみ		ブレーキペダル、レバー (踏代、遊び)		室内灯、計器灯		ジャックル (取付)		指針の振れ	km/h		
	塗色、腐食		クラッチペダル、レバー (切れ、遊び)		座席、座席ベルト		ブラケット (取付)		横滑量	トーイン	mm	
	巻込・突入防止装置 (構造、位置等)		手動ブレーキ (引き代、ロック)		頭部後傾抑止装置		トルクロッド (取付)		トーアウト	mm		
	積載装置 (破損、掛金)		原動機 (始動、調整)		消火器 (取付、機能)		ショックアブソーバ (機能)		前照灯	光度	左	cd
	安全バンド (取付、破損)		変速レバー (取付、作動)		非常信号用具		トーションバー (衰損)		光度	右	cd	
			アクセル (作動)				サスペンションロック (機能)		光軸	左	mm	
							イコライザー (機能)		光軸	右	mm	
							トラニオンシャフト (がた)		警告器音量	デシベル		
電燃装置	保 安 装 置	燃料タンク、配管 (取付、漏れ)	か じ 取 装 置	ギヤボックス (取付、油漏れ)	そ の 他	二輪自動車補助席 (足掛)	機 器 に よ る 排 出 ガ ス	サイレン	デシベル	一酸化炭素 % 黒鉛 % 光吸収係数 m <sup>2</sup> 炭化水素 ppm		
ポンプ、気化器 (機能)		センタシャフト (がた)		エンジン連結部 (摩耗)		緊急自動車 (警光灯、指定書)		近接排気音	デシベル			
配線、蓄電池 (被覆、端子)		後写鏡 (取付、曇り、損傷)		キングピン (摩耗)		道路維持作業用自動車 (黄色点滅灯)		定常走行騒音	デシベル			
		前部確認鏡 (取付、曇り、損傷)		スピード		作業装置 (取付、機能)						
		警告器 (取付、音量)		ナックル連結部 (摩耗)								
		警告装置 (油圧、空気圧)		スピード								
		速度表示灯 (作動、誤差)		スピード								
				スピード								
				スピード								
				スピード								
排気装置	計 器	開口方向、固定	制 動 装 置	エア、オイル漏れ	備 考	各部の給油脂	機 制 力	制動初速度	km/h			
排気程度、騒音		速度計		エアブレーキ (機能)		定期交換部品		停止距離	m			
破損、ガス漏れ、他の接触		記録計		ホイルシリンダ (機能)				手動	kg			
		回転計		エアブレーキ (機能)				前	左	kg		
		油圧計		エアブレーキ (機能)				中	左	kg		
		水温計		エアブレーキ (機能)				後	左	kg		
		燃料計		エアブレーキ (機能)				中	右	kg		
		電流計		エアブレーキ (機能)				後	右	kg		
		圧力計		エアブレーキ (機能)				前	右	kg		
		メーター		エアブレーキ (機能)				後	右	kg		
連結装置	走 行 装 置	ビントルフック (損傷、割ピン)	制 動 装 置	エアブレーキ (機能)	備 考	走行 km、h (累計)	判 定	合格	有 効 期 間			
ドローパー、ルーネット (損傷)		速度計		エアブレーキ (機能)		再検		から				
チェーン、フック (損傷)		記録計		エアブレーキ (機能)								
カブラベース (損傷、給油)		回転計		エアブレーキ (機能)								
けん引棒、ピン		油圧計		エアブレーキ (機能)								
けん引止め		水温計		エアブレーキ (機能)								
けん引鈎		燃料計		エアブレーキ (機能)								
		電流計		エアブレーキ (機能)								
		圧力計		エアブレーキ (機能)								
		メーター		エアブレーキ (機能)								
灯	走 行 装 置	区分	制 動 装 置	エアブレーキ (機能)	備 考	合格	有 効 期 間	から				
前照灯		速度計		エアブレーキ (機能)		再検		から				
前部霧灯		記録計		エアブレーキ (機能)								
側方照射灯		回転計		エアブレーキ (機能)								
車幅灯		油圧計		エアブレーキ (機能)								
番号灯		水温計		エアブレーキ (機能)								
尾灯		燃料計		エアブレーキ (機能)								
駐車灯		電流計		エアブレーキ (機能)								
制動灯		圧力計		エアブレーキ (機能)								
後退灯		メーター		エアブレーキ (機能)								
非常灯		エアブレーキ (機能)										
非常管制灯		エアブレーキ (機能)										
側方灯		エアブレーキ (機能)										
作業灯		エアブレーキ (機能)										
反射器 (形状、大きさ、色)		エアブレーキ (機能)										

## 保安検査委嘱手続要領

	海上幕僚監部及び航空幕僚監部担当部長	陸上幕僚監部装備計画部長	担当補給処長	海上自衛隊及び航空自衛隊の指定部隊等の長	説明
手続要領		<p>①通知</p> <p>①通知</p>			<p>1 海上幕僚長及び航空幕僚長の保安検査受諾部隊等の指定に基づき海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部装備計画部長は、次の各号に示す内容を記載した指定通知を担当補給処長に、「写」を陸上幕僚監部装備計画部長に送付する。</p> <p>指定通知に記載する内容  (1) 保安検査受託部隊等名  (2) 保安検査の区分  (3) 保安検査受験部隊等名</p> <p>2 担当補給処長は、前項の指定通知に基づき保安検査の委嘱を指定部隊等の長に通知する。</p> <p>3 指定部隊等の長は、前項の委嘱により任命した検査官の官職氏名を担当補給処長についで位置する。</p>

別紙第 16 (第 15 条関係)

殿

発簡番号  
 発簡年月日      ・      ・  
 発簡者名                      印

自動車保安検査受検予定表  
 (平成 年度 第四半期分)

検査希望年月日		・      ・		部隊等名	( 駐屯地)
連番	品名	自動車番号	車台番号	有効期限	摘要
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
				・ ・ まで	
備考					

規格：A列4番





陸上幕僚長 殿

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

印

自動車故障報告書  
(装計定第22号)

品名	自動車番号	有効期間	・・・から ・・・まで	使用開始後 の走行 km	km
	車台番号				
故障部位の部品等名及び 物品番号			部品等取付 から故障発 生までの走 行 km		km
部品等の破損及び脱落 等の状況 (図面、写真又は現 品を添付)					
該当部品の修理 所又は製造所	住所	最近高段階 整備実施	年月日	・	・
	名称		部隊等名		
その他 参考事項					

規格：A列4番